

自転車ネットワーク計画について

1. 基本方針（案）

（1）自転車通行空間ネットワークの整備

・自転車は、買い物や通勤・通学等の日常生活における身近な移動手段であり、近年の健康増進や環境保全への意識の高まりから、ニーズが一段と高まっています。

また、過去10年間で我が国全体の全交通事故件数、自転車対自動車の事故件数は4割減少している一方、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの状況にあります。

自転車利用者と歩行者が安全で快適に移動できる通行空間を創出するため、出発地から目的地までの経路をネットワーク化し、連続的に整備していきます。

（2）交通ルール・マナーの啓発

・自転車利用の交通ルール・マナー遵守の徹底を図るため、小中学校での自転車安全教室を実施していますが、事故が多いと言われる高校生や大学生、社会人への安全教育の方法について検討します。

・歩行者との事故により高額な損害賠償を請求される事例が増えており、自転車保険の必要性が増しているものの、加入者が少ないのが現状です。これまで利用者が自主的に加入してきた自転車保険を周知し、加入を促進する方法について検討します。

（3）自転車利用の促進

・自転車での市内の移動を促進するため、コンパクトな市域とほぼ平坦な地域特性を活かし、コミュニティサイクルの導入について検討します。

・ネットワーク化した路線や自転車駐車場の位置、自転車で通行する際の要注意箇所などを地図上に示した自転車マップの作成を検討します。

2. 自転車ネットワーク路線の選定基準について

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では、自転車ネットワーク路線の選定基準について下記の①～⑦を挙げています。

- ①地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ②自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③自転車通学路の対象路線
- ④地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ⑤自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑥既に自転車の通行空間が整備されている路線
- ⑦その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

3. 今後のスケジュールについて

